

■ 人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	2月17日(水)	10:00~15:00	伊野公民館

■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日~金曜日 受付8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) 893-0343

■ 人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	893-5452
横川 順子	〃 天王北4丁目12-7	891-6944
杉本 善雄	〃 枝川2881	893-3717
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

利用者負担について

介護保険サービスを利用したとき、かかった費用の1割を利用者が負担します。残りの9割は、介護保険からの給付となります。

介護保険で利用できる額には上限があります。

介護保険サービスには、居宅サービス(地域密着型サービスを含む。)と施設サービスがあります。

◇居宅サービスの費用

居宅サービスは、1か月に利用できるサービスの限度額(支給限度額)が、要介護状態区分ごとに設けられており、その範囲内であれば1割の自己負担でサービスを利用することができます。

ただし、限度額を超えてサービスを利用するときは、超えた部分の全額が自己負担となります。

なお、特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入居された場合は、支給限度額の適用はされず、要介護状態区分ごとの介護報酬額の1割が自己負担となります。

《要介護状態区分ごとの支給限度額》

区分	支給限度額	自己負担限度額
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

◇施設サービスの費用

特別養護老人ホームや老人保健施設などに入居された場合は、支給限度額は適用されず、要介護状態区分ごとの介護報酬額の1割が自己負担となります。

申請・問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課 ☎867-2312 本川総合支所ほけん福祉課 ☎869-2114

いの町地域包括支援センター(すこやかセンター伊野内) ☎892-1635

男女共同参画社会に向けて

～こんな言葉の意味を知っていますか?～

その1

男女共同参画に関わる言葉について、意味がよく分からない人も多いのではないのでしょうか? テレビや新聞などで目にする身近な言葉についてご紹介をしていきます。

1回目は、「ワーク・ライフ・バランス」についてご紹介いたします。男女共同参画社会に向けて一緒に考えてみませんか?

「ワーク・ライフ・バランス」 - 【仕事と生活の調和】

近年、共働き世帯が多くなってきており、家庭や地域などでの役割を担いながら働く人が増えてきています。こうした中、仕事をしながら自分らしい生活を送れるように、仕事(ワーク)と仕事以外の活動が調和していくことを「ワーク・ライフ・バランス」といいます。

仕事は、生活(ライフ)の大切な一部ですが、仕事と仕事以外の家族や友人との時間、趣味や健康づくりなどの調和(バランス)を上手にとりながら毎日を過ごしていくことが、より充実した生活を送ることにもつながります。

家庭、職場、地域など、暮らしの中での調和を見直し、心と体を元気にして毎日を過ごしましょう!!

